日本海新聞 令和 4年 1月 26日 (水)



イルス感染症の 新型コロナウ

Q

勤務時間が減ったりし 影響で、休楽等により を支給してくれませ ありませんか。 すが、会社が休集手当 じられて動務していま ん。収入の保障制度は 影響で、時短勤務を命 イルス感染症の 新型コロナウ

休業支援金・給付金制度の利用を

などのほか、大企業で、 象に含まれます。 のシフト制、日々顧用、 登録地院遺労働者も対 一まで問い合わせてく 1日の動務時間が短く ように言われた」(シ 影響で事業主から休む ロナウイルス感染症対 でも可能です。事業主 た労働者は、「新型コ ら直接でも事業主経由 店が時短営業になり、 フトの日数が減少)や 動務の日に、コロナの なかった労働者が対象 ら休業手当が支払われ かかわらず、事業主か 金」が申請できます。 応休業支援金・給付 支給申請は労働者自 体薬させられたにも 「元々予定していた は下配のコールセンタ や申請方法等について ださい ます。詳しい制度内容 限は、動発光が中小企 業か大企業かで異なり 割合、上版額、申請期 ロードできます。 ームページからダウン 働省、鳥政労働局のホ できます。 が直接申請することが ない場合でも、労働者 事業主の協力が得られ してください。また、 とよく相談のうえ申請 申請用紙等は単生労 支給対象期間、

鳥取労働総職業安定部職業安定課 電話0857(29)1707 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コ 電話0120(221)276